

茅野市立東部中学校いじめ防止ガイドライン

【概要版】

平成 29 年 3 月制定

令和 元年 6 月改訂

令和 3 年12月改定

◇学校長より

本校では「豊かな人間性と創造性を培う教育」を学校目標に掲げ、子ども達の安全・安心を第一に考えた学校づくりに取り組んでいます。特に「いじめ」に関わる事案については、その未然防止に重きを置き「人間関係づくりの時間」「ネットモラルの時間」を年間通して実施する等、予防的な取り組みを進めています。そのような取り組みと共に「茅野市立東部中学校いじめ防止ガイドライン」を制定し、いじめ防止に取り組んでいきます。

1. 学校の基本方針

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2 条第1 項）

(2)学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方 基本方針

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。生徒の内発的な力を活かし、それを「教師力」「保護者力」「地域力」「外部力」で支えながら安心・安全な学校づくりを進め、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

- いじめはどこにでも起きるという認識を持ち、全職員が学校生活の中で生徒の様子を観察する。早期発見、早期対応に努め、年間を通じて放課後にいしずえタイム（相談の時間）を位置づけ気軽に相談できる体制を構築する。
- 年間を通して、水曜日に人間関係づくりの時間やネットモラルの時間を位置づけ、好ましい人間関係の構築や SNS 等の使用に起因したトラブルの防止に努める。
- 学校生活アンケート（いじめや悩んでいること、困っていることのアンケート）を 2 ヶ月に1度全校で実施し情報の収集に努める。
- いじめを認知した場合は、校長を中心に情報収集を行い。実態を把握した上で、全校体制で対応する。
- いじめを受けた生徒・保護者の心情に寄り添い、相談をしながら改善に向けての対応を行う。
- 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者（以下「被害生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。
- 学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真

撃に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して 調査の結果について適切に説明を行う。

- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつ。重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会(「こども・家庭支援拠点(育ちあいちの)」)への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

2. いじめ対策委員会の設置

(1)組織

統括コーディネーター兼生徒指導主事、各学年副主任、養護教諭、蒼天・若草担任
相談員、サポートルーム職員、教頭

(2)いじめ対策

① ねらい

いじめや、差別的言動等について、対処療法ではなく、目の前の子ども達の内面を理解し、問題行動を示す前に、適切な援助をするとともに、心の育ちの状況を的確に把握しながら、心を育てる活動や援助に全力を尽くす。

② 指導計画

ア 日頃より、教師自身が、生徒の心の育ち状況や心の揺れを感じとれるように努力する。

(毎回学年会で話題にする)

イ 日頃からふれあいを大切にしていく。

ウ 生徒の動きから感じとる。(生活ノートや客観的資料からの感想等から)

エ 予想される問題行動についての予防的、啓発的対策を行う。

オ 道徳や人権教育の充実を日頃より大切にしていく。(いしずえの時間の運用)

カ 気になる子どもに対し、全職員が足並みをそろえて指導する。問題行動が生じた場合、自分一人で対処しようとせずに、係や学年職員、学校長、教頭に相談し、一刻も早く対応し、よりよい人間関係づくり、心情の育成を目指す。

キ 人権教育係・人権委員会と協力して、2ヶ月に1回学校生活アンケートを実施し、生徒の状況を探り、対応する。学年会で検討し、その後の指導に生かすとともに全職員に周知する。(参観日の学年懇談や学年通信でも扱いを工夫する)

※アンケートの実施後は、アンケート用紙を生徒指導主事に提出→5年間保存

ク 望ましい人間関係づくりを進めるために、心を育てる活動(福祉的、奉仕的)を学級活動、学年活動に据えていく。

ケ 全教育活動がカウンセリングの場である。揺れ動く心を感じとる感性、問題行動を見抜く力、支援・援助のあり方を日々研修していくように努めたい。

3. いじめが起こった場合の対応

<発見者(把握者)>

- 発見者(把握者)は、学校長(教頭・生徒指導主事)へ報告する。保護者等外部からの報告も全て報告する。

<生徒指導主事>

- 生徒指導主事は報告を受けた事実について、関係担任と相談して、事実の状況、内容について把握する。
- 生徒指導主事は学校長(教頭)に報告する。

<校長>

- 校長は生徒指導主事より実態の報告を受け、対応について指示する。また、いじめ対策委員会を招集する。
- 校長は、教育委員会へ報告する。外部機関、報道等の対応は校長が行う。

<教頭・生徒指導主事>

- 一連のいじめ事案について記録をとる。被害者生徒・保護者に事案の概要を説明できるようにする。
- 定期的に行っているいじめ等の実態調査の記述を確認する。

<いじめ対策委員会>

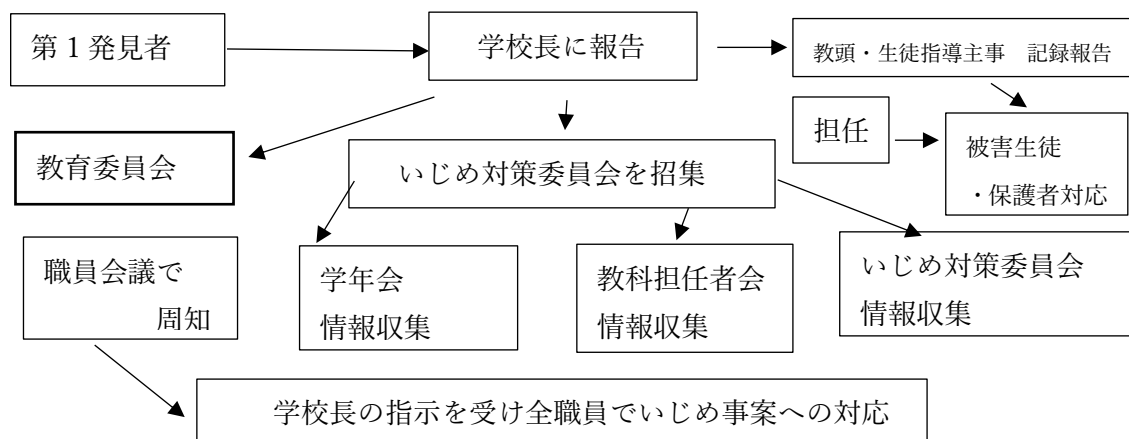
- 具体的な生徒や保護者への対応、教担者会、いじめ対策委員会、学年会等で協力して事実関係の聞き取りを行う。

<全職員>

- 臨時の職員会議、内容を正確に把握し全職員が共通理解できるようにする。
- 見守り、聞き取り等現時点で対応できる事の確認を行う。

<関係指導者(担任)>

- 被害生徒・保護者への対応を中心にあたる。(クラスへの対応が必要な場合は学年職員中心に行う)



4. ネットいじめへの対応

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー

